♦

示

土地細目の公告

鳥取県收入証紙規則の一部改正 鳥取県会計規則の一部改正

国民健康保険規約の変更認可代表者会議の区域の一部改正

昭和四年四月十五日每週火、金曜日發行

三種郵便物認可但休日に当るときは翌日)

鳥取県知事

遠

茂

昭和三十一年三月十三日

♦規

則 目

鳥取県行政組織規程の

一部改正

次

する。 鳥取県行政組織規程の 一部を改正する規則をことに公布

規

則

鳥取県規則第七号

鳥取県行政組織規程(昭和二十八年四月鳥取県規則第二 鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

十四号)の一部を次のように改正する。 第八条地方課中第四号を次のように改める。

四 市町村職員の研修(自治研修所において行う研

修を除く。)に関すること。

第十二条林務課中第二十号として次の 一号を加え、

「第二十号」を「第二十一号」とする。

◇選管告示

収支に関する報告書要与 計量器の定期検査の実施

協会」その他のE

一団体の解散の際の

炭そ予防注射等の実施 国民健康保険条例の変更認可

第六十四条山林課中第二十号として次の一号を加える。 木材業者及び製材業者登録に関すること。 术材業者及び製材業者登録に関すること。

この規則は、 公布の日から施行する。

に公布する。

昭和三十一年三月十三日

鳥取県会計規則

0

部を改正

する規則をここ

鳥取県知事 遠 藤

茂

号) の一部を次のように改正する。 鳥取果会計規則(昭和二十八年六月鳥取果規則第三十九

第二条中「秘書課」を「知事公室」に改める。 第三条第四項中「鳥取市」及び「東部地方事務所長」

鳥取県規則第八号 鳥取県会計規則の一部を改正する規則

第四条中「鳥取市」を削る。

ある出納員」を削る 第五条中 「鳥取市にあつては東部地方事務所出納員で

支部長」の下 第五十六条第二項第四号中「地方職員共済組合鳥取県 『警察職員共済組合鳥取県支部長』 を加

第百四十八条の 次に次の一条を加える。

(物品の転用)

第百四十八条の二 出納長又は、出納員の例により出納させることができ のため消費しようとするときは、生産收穫主任をして 命令者は、その生産品叉は收穫品を試驗研究叉は生産 前条の規定により引継を受けた收支

に改め同条に次の一項を加える。 第百五十三条第一号中「三百円未満」 を 「五百円未満」

五号)に登記することにより物品出納簿に登記したも 郵便切手類については、消耗品交付簿

2

(様式第六十

第百五十七条に次の一項を加える。 のとみなす。

六十六号の二つ 郵便切手類に により整理しなければならない。 つい ては、 郵便切手類整理簿(樣式第

2

昭和31年3月13日 火曜日 鳥 取 県 公 第2699号 報 樣式第二十四号 但し、物品売払の場合は買受書を徴さなければならない 第百六十二条第二項第一号に次の但書を加える。 第二百三十一条に次の一項を加える。 六十六号の二)により整理しなければならない。 第百五十九条に次の一項を加える。 出納員は、 郵便切手類については、 恶 囧 左 ₩ 遺失物件のうち、 冥 用紙類 争 併 亩 直 百四十五ミ 郵便切手類整理簿(樣式第 Э 展 歳入歳出外現金でその 赮 华 Ш x = 1 x Œ 某 アプァブ 諔 のもの二枚接続 끔 些 加える。 第六十六号の二 鳥取県会計規則附属様式第六十六号の次に次のように 様式第二十四号を次のように改める。 果金庫に寄託しなければならない。 額が五千円以上に達したときは、 恶 鳥取県 上記の金額支払 * 昭和 串 支 金庫御中 (強金) 安安 斑 郵便切手類整理簿 直 鳥坂県出約長、職(解名出約員)職 (振替) を要する 皷 册 严 崽 쩾 住所 五千円をこえた額を 癜 直 田 在 凩 嶣 名回 諔

痽

批

附 23

月計累計を附するこ

 \mathcal{C}

部を改正する規則をここに公布

この規則は、

公布の日から施行する。

鳥

鳥取県知事

遠

茂

鳥取県收入証紙規則の一

昭和三十一年三月十三日

鳥取県規則第九号

鳥取県收入証紙規則(昭和二十八年六月鳥取県規則第三 鳥取県收入証紙規則の一部を改正する規則

十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一 (十) 中三の十七の次に次のように加える。 建築士法第二十三条の二に基く手数料

さの 規則は、 公布 の日から施行する。

5

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例施行規則をこ とに公布する。

昭和三十一年三月十三日

鳥取県知事

遠 藤

茂

鳥取県規則第十号 世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例

施行規則

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例(昭和三十年 十二月鳥取県条例第三十三号)に基きこの規則を定める。

(申請書等の様式)

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例(以

下「条例」という。)第五条の規定による書類の様式

は次の各号に定めるところによらなければならない。

補助申請書

世帶更生資金貸付事業計画書

(様式第二号) (様式第一号)

=

VL.

世帯史生資金貸付所要額調書

(様式第三号)

世帯更生資金貸付事業資金收支予定調書

(様式第四号)

せようとするため県金庫に対し発する支払通知はこの式による。 隔地の債権者又は同一支出科目から数人の債権者に支払し بر بر 543 とき及び県金庫をして振替払込さ

隔地の債権者に支払しようとするときは、年度下の「支払場所」に債権者の指定場所又は指定金庫名を

記載すると

括「別紙金額氏名表のとおり」 数人の債権者に同一支払科目から支払しよう と記載するこ 4 6 6)/ ときは、 支払場所並びに債権者住所氏名については

県金庫に振替払込させようとするときは、同上の箇所「何年度歳入」「何々款」と二行に分記する Ω

歳入下原の場合は、「歳入下展」振替払込の場合は、 「要振替」と欄外に朱書のこと。

欄外に会計名を表示すること。但し特別会計については事業名とする。

様式第六十六号の次に次の一様式を加える。

様式第六十六号のこ

囯

Ш

#K

田

三

魚 \mathcal{L} # 챒 數

繀

輿

坩 (物品取扱主任) 益田 溉

出納員が整理する 0 \mathcal{L} 4 Ø

痽

批

物品取扱主任を置かない解は、

第2699号 火曜日 鳥 取 県 報 昭和31年3月13日 公 世帶更生資金貸付関係職員 社会福祉協議会職員 Ξ 注 種 民生委員関係者 関係行政機関の職員 学識経驗者 1 3 2 職員数 世帯更生資金貸付審査会の構成 職員のうち他の職員と兼任の場合 記入すること。 民生委員数及び世帯更生資金貸付対象世帯数 民生委員 世帯更生資金貸付対象世帯数 世帯更生運動対象世帯数 代表者 别 定員現員過不 氏 (協議会関係者 男一女一計 はその旨備考欄に 世帯 世帯 ·名 備 $\sqrt{\lambda}$ 考 X ŦĹ. 助運世 動帶 費更 補生 町 事 樣式第三号 六 市 計 項 村 分 世帯更生資金貸付予定年月日 市町村社会福祉協議会の結成状況 别 技能修得資金貸付対象世帯数 支度資金貸付対象世帯数 生業資金貸付対象世帯数 昭和 結成数 世帶 対象 單 当 単当一世帯 り帯 À 年度世帯更生資金貸付所要額調書 所要額 成末 数結 $\widehat{\mathbf{B}}$ 補国 助庫 肵 補県 助費 計 要 \hat{c} 財は配共 そ付同 の金募 源他又金 $\tilde{}$ 結成率 世帯 世帯 世帯 訳 計 $\widehat{\mathbf{A}}$

 \overline{c}

摘

要

日現在)

資 技 能 修 得 金 会

事

務

費

X

計

生業資金

樣式第五号

世帯更生資金特別会計歲入歲出決算書

0

備彬

注

1

 $\mathbf{2}$

一般会計より繰入 金 預金利子及び附属 雑収入 寙 都道府県 補助金 質燙 님 貸付充当額 誳 世 子 倒

昭和31年3月13日

生業資金

資世 帶 更 金生

区

分

備

考

樣式第四号

昭和

養 技能 修得 金得

前年度よりの繰入 金 \$ 当物温加 合計 決算額 差引增

報 第2699号 火曜日 鳥 取 県 公 昭和31年3月13日

	世帶更正資金貸付金 年 業 資 金 年 業 資 金 女 度 資 金 技 能 修 得 資 金 技 能 修 得 資金 技 能 で 得 資金 ク 担 補 て ん 健 立 金 文 年 度 繰 起 金	× ×	(2)
		当 初追 加 予算額補正額	汝 出
•		Пζ	ық. О
		計 決算額	部
		決算網 差引增 滅 <u>る</u> 額	
		備光	<u> </u>

往

して設けられている場合及び特別経理の場合につい

般会計よりの繰入金は、本会計を一般会計と区分

てのみ記入する

N \mathcal{L}

: E\$30

ΠÞ

樣式第六号 世帯更生資金貸付事務費歳入歳出決算書

(1) 农 \$ \succ 0 予算額 娯 決算額 艚 辨

X

(一般会計 世帶更生資金特別会計よりの繰 入額 繿 9~ ġ の繰入金) 型 **争**

灬

昭和31年3月]13日	火曜日	鳥	取	県	公	報		第269	9号	10
注 費 目	п>	***		直	亷	治	淄	炒	茶	×	,
はなるべく				*	毌	粧 品	育	緩	•		(2)
費目はなるべく具体的に記入すると	<u> </u>			河	数		截	超	斑	\$	支出の
スする										予算額	兴
° C		•	po i Branco de Alexa Maria		and the second second					決算額	
				:						離光	
		× 6									
			. •								
)							
									•		
	•						-	. .		•	

紫鹿

貸付金 種別

12

樣式第八号

養鷄、豚、蚕 農場、酪農

1,5 無法

0

街

晃

注

 Ξ

) 人員は実人員(当該年度以前より総続し付けている分については再掲のこと)とす

5) 543

Ч

貸し _{*} ال \sim

(2)

資金相互と重復貸付を行つている分については

ПÞ

파

資金別貸付內容別状況報告書 Ξ 生業資金貸付內容一覧 20,000 10,000 20,000 10,000 20,999 19,999 10,999

(4) 貸付期間別は当該年度において貸し付けた期間 なるべく具体的に空欄に記入のこと。 欄に記入のこと。

(3)

業種別、就職別、修得別記載例以外について

内に再掲 (赤字)のと

 \sim

9,999 任 以下 人員計

被能修得資金貸付內容一覧

(2)

卸小売業

和洋裁編物

飲

负

絥

		#		7	ને ફ	200	299	(00	199	(8			ш	金額	4
I	ω			ω			ω	ω	6	ω	ω	თ		ω	<u>ი</u>	箅	癒
	月未満	月以上	月以上	月未満	月以上	月以上	月未満	月以上	月以上	月未満	月以上	月以上	'月未満	月以上	月以上	貸付期間	修得職種
	_								•					٠.	>	数	楽
															>	数	性
															\mid_{\succeq}	梦	滥
									Ī	琴					>	뿠	屈
															>		
															>		
															>		
															>	由	40
•															>	付員	強人総人
	'												·				

区,11,11,13

第2699号 鳥 火曜日 取県公報 昭和31年3月13日 13 11,000円 13,000 5,000 円 7,000 9,000H 4,999 鱼 迅 迅 迅 盤 3 1 1 巫 Ξ 支度資金貸付者內容-貸付人員 14,999 円 12,999 円 10,999 15,000円 6,999 H 8,999 貸付金額別 田 田 7 鮃 驷 4 \succ I # 類 量 H Н 4

00389

酺 統 min. 0 護 $\widehat{\underline{\mathfrak{u}}}$ \succ 職種別調 磊 街 100 平 4 \succ M

% %

% %

% %

		7												U	1033	11
15	В	召和	31年	3月1	3日	ز	大曜日	鳥	取	県	公	幹	į	第2	699 -5	
"	"	"	大塚	"	· · ·	新 田	大字	倉吉			昭	で、同	条の規定	土地收日	鳥取県	
"	"	<i>"</i>	中島	"		上手外	字	倉吉市地內			和三十一年	同法第三十三条の規定	規定により土	收用法 (昭和	鳥取県告示第百一	告
七二ノ	七二ノ	五五ノ	五五ノ	六	-	t	地			鳥取県知事	昭和三十一年三月十三日	一条の規定に	土地細目の公	(昭和二十六年法)	뭉	

番

台地

現況目

土

地

所

有

者

関係人

備

考

七八

河川敷

な

(相続人不存在)

なし

(旧土地所有者)

まつ

生田

勇蔵

北窓直三郎

七二ノー 五五ノニ 五五ノー

六七

七二ノニ

遠

藤

茂

水の規定により次のとおり告示する。 細目の公告について申請があつたの 一十六年法律第二百十九号)第三十一 示 起業者の名称 事業の種類 業 地 天神川改修工事 建設大臣 倉吉市小田、 新田、

田、淸谷、東伯郡北条町大字江北、 中江、 大塚、 海

土地所有者及び関係人の氏名及び住所 牧用しようとする土地の所在、地番及び地目並びに 羽合町大字田後及び大字長瀬地内

17	昭和	81年	3月1	3日	·)	(曜)	1 ,	鳥	取	県	公	報	第2	699-	号	
東	"	"	"	"	11	11	" .	//	"	"	. //	"	"	"	"	"
東伯郡北条町地內	"	中島	"	前河下	"	"	中島	"	前河下	<i>"</i>	"	"	"	"	"	•11
			五五四ノニ	五五四ノー	一九	Ŧī.	八二次一	五五九ノニ	五五九ノー	四五	ニ六ノニ	ニ六ノー	八六	六三ノニ	六三ノー	四六
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	y	"	"	. "	"	"	"	"	"	"	."	"	, ,,	<i>"</i>	// 1 ₂	"
			"	"	· "	"	"	"	"	"	"	. "	"	; "	"	"
										S.		•				
1				i ty												
				•			*			• .				•		
	"		"	"	// ·	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
				*												
	森下	青目	"	"	青目	秋本	浅倉	"	" ,	仲倉	11	仲倉	"	"	"	仲倉
	I.	覚蔵			義明	馬吉	磯八			仲倉幸次郎		すみ				仲倉千代蔵

1	- 4	J.,	昭	和314	年3月] 13	===	火即	翟日	鳥	取	県	公	報		第2	399- 5	ļ. 	16
	"		"	` , <i>y</i>	"	"	"	"	"	"	"	"		, "	"	"	//	"	"
	"		"	, ,,,,	"	<i>"</i>	"	"	"	"	"	.//		"	"	"	"	- <i>"</i>	// *
	八三		八二	六九ノニ	六九ノー	六六	六一	五	五三	八一	一四	四二ノニ		四ニノー	七〇ノニ	七〇ノー	三七ノニ	三七ノー	四七
	"		"	<i>"</i>	"	"	<i>"</i>	"	"	"	"	<i>"</i>		"	* //	"	"	"	"
	"		"	"	"	, <i>"</i>	"	"	"	"	"	"	; u .	"	"	"	"	"	"
	. <i> </i>		"	"	<i>"</i>	<i>"</i>	. "	"	"	· //	なし(相類	"	(住所)	(氏名)	"	<i>"</i>	"	"	"
			•						*		(相続人不存在)		七二番地 七二番地	`					
	"		"	."	"	"	"	<i>//·</i>	"	"	"	<u>"</u>		.,,	"	"	" .	",	"
					. * * * * * * * * * * * * * * * * * * *							•							
	"		"	<i>"</i>	<i>!!</i> !	"	仲倉 長蔵	仲倉 菊蔵	仲倉 和蔵	仲倉 甚八	川本彌三郎				<i>#</i>	<i>II</i> ,	"	生田 甚六	生田 庄蔵
				7.			蔵	蔵	. 蔵	八	郎			-				六 2	蔵

国民健康保険を行う西伯町に対し国民健康保険法

(昭和

西伯

鳥取県告示第百四号

十三年法律第六十号)第八条ノ十三第二項に基き、

「箕蚊屋 県村、春日村、 大高村、

県村、春日村**、** 岸本町」に、 大髙村、

大和村、岸本町」を

日吉津村、

日吉津村、

Ø

「箕蚊屋

鳥取県告示第百三号

伯南町国民健康保険規約の変更を昭和三十年十二月八日 十三年法律第六十号)第八条ノ十三第二項の規定に基き 国民健康保険を行う伯南町に対し国民健康保険法 (昭和

認可した。 昭和三十 一年三月十三日

鳥取県知事 遠

茂

鳥取県告示第百六号

防注射、 するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六 次のように炭そ予防注射、 十六号)第六条の規定により 検査及び駆除をうけることを命ずる。 肝てつの検査及び区除を実施 馬の所有者に対して予

昭和三十一年三月十三日

鳥取県知事 遠 藤

茂

実施の目的 炭そ、肝てつ予防の た

__ 実施の区域 別表のとおり

Ξ

実施の対象となる家畜の種類及び範囲 馬。 但し生後四箇月以內、分娩前後一箇月以

内のものを除き、 馬は肝てつの検査及び駆除には

該当しない。

五. 四 実施の期日 別表のとおり

検査、 注射の別及びその方法

肝てつ検査 炭そ予防注射 虫卵検査法、 炭そ第二予防液皮内注射 皮內注射反応法

条例の変更を次のとおり認可した。

昭和31年3月13日

昭和三十一年三月十三日

火曜日 鳥 取 県 公 報

第2699号

した。 町国民健康保険規約の変更を昭和三十一年二月十日認可

昭和三十一年三月十三日

藤

,茂

鳥取県知事

遠

鳥取県告示第百五号

十三年法律第六十号)第八条ノ十三第二項の規定に基き、 国民健康保険を行う次の町に対し国民健康保険法(昭和

国民健康保険 を行う町 鳥取県知事

認可条例

認可年月日

19

遠 八頭郡若桜町

若桜町国民健康保険条例 昭和三十一年二月 日

茂

福井 生田 淸美 君蔵

北海道空知郡奈井江町二十七番地

所 なし

有 者

関係人

備考

シニ 六九八 二六五 "

番 台帳一現況 原野 河川敷

氏

名土

住地

地

字

字

18

大

"

江北

外河原

向河原外開

鳥取県告示第百二号

会等に関する法律に基く代表者会議の区域について) 昭和二十九年九月鳥取県告示第四百六十九号(農業委員 一部を昭和三十一年二月二十九日次のように改めた。

名称区域 昭和三十一年三月十三日 (委員会)中

鳥取県知事

遠

藤

茂

米里

日岩美西部 大成村、

村」を 字倍野村、 宇倍野村、 津ノ井村

大成村、

一汗西

「岩美西部

淀江町、 宇田川村、 高麗村、 津ノ井村」に、

所子村

淀江町、 大山町」

一汗西

大山村」

K

火曜日 鳥 取 県 公 報 第2699号 21昭和31年3月13日 定により、 計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第百四十条の規 鳥取県告示第百七号 三月十六日午前九時から午後三時まで 三十日午前九時から午後三時まで 二十三日〃 二十二日〃 二十日〃 十九日〃 二十六日〃 二十八日〃 二十七日〃 一十九日午前九時から正午まで 気高郡の計量器定期検査を次のように実施す 午後一時から〃三時まで H 気高郡青谷町 鹿野町 気高町 る。 前の勝谷村の区域 前の逢坂村の区域 前の日置谷村の区域 前の日置村の区域 前の勝部村の区域 前の鹿野町の区域 前の小鷲河村の区域 瑞穂村の区域前の宝木、酒津及び 前の浜村町の区域 前の靑谷町の区域 前の中郷村の区域 区 昭和三十一年三月十三日 鳥取県知事 鹿野小学校 鹿野町役場勝谷出張所 気高町役場 気高町役場逢坂出張所 中郷農業協同組合 青谷町役場勝部支所 青谷町公民館 青谷町役場日置支所 遠 検 査 日置谷連絡所 小鷲河出張所 宝木出張所 場 所 茂

1
旧中北条村)
旧下北条村)
(旧八橋町)
旧浦安町)
旧古布庄村)
旧上郷村)
(旧下郷村)
旧以西村)
旧成美村)
(旧赤碕町)
(旧安田村)
、旧上中山村) ,
(旧下中山村) /
同上
実施場 所
•
タン製剤投与

支

出

該当なし

期間 種類

昭和三十一年一月一日から昭和三十一年三月三日まで

政治資金規正法第十七条の規定による報告書

協会、その他の団体の牧支に関する報告書要旨

鳥取県選挙管理委員会委員長

武

井

Œ

婎

政党、

鳥取県選挙管理委員会告示第十九号

政治資金規正法

鳥 取 県 公 報

23 昭和31年3月13日 辺 自 自 Ξ 政党、 团 由 由 主たる寄附者及び支出 報告書の要旨 党鳥取県東部支部 党鳥取県連合支部 協会その他の 体 名 額寄收寄 附入附 1#1000 の又及 総はび 1円 件数附以 上件 総 の千寄円 1年、000 額 1円 件数寄円 附以件 上五 の百 額 1円 1 支出の総額 1₩,000 1円 件数 出以一 上件 の千 総 000 € 支円 額 1四 件数 支円一 総 出以件 上五 の百 額 Ξ, 報告書受 理年月日

=;

Ŧi.

第2699号

昭和三十一年三月十三日

際における寄附及びその他の收入並びに支出の報告書の要旨は次のとおりである。

(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条の規定により次の団体から解散の届出があつたが、

その

昭和31年3月13日 火曜日 鳥 取 県 公 報

政党、協会その他の

Ξ

報告書の要旨

第2699号

 22

選挙管理委員会告示

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条の規定により次の団体から解散の届出があつたが、 鳥取県選挙管理委員会告示第十八号 際における寄附及びその他の收入並びに支出の報告書の要旨は、

昭和三十一年三月十三日

政党、協会、その他の団体の收支に関する報告書要旨

種類 政治資金規正法第十七条の規定による報告書

期間 昭和三十一年一月一日から昭和三十一年一月八日まで

74 合会 日本社会党鳥取県支部連 4 主たる寄附者及び支出 名

寄附者

該当なし

-			
	1日	St C	所収寄 対入附 の又及 窓はび
	1	件数	附以一
		総	上件の千
and the same of th	口口	額	寄円
	1	件数	寄円一
		総	附以件 上五
	1円	額	の百
			支 出
1			の総
	1円		額
	1	件数	出以一
		総	上件のチ
	1円	額	支円
	1	件数	支円一
		総	出以件
	1 12	額	の頁
	三昭、和五三一、	3年月日	告書

鳥取県選挙管理委員会委員長 武 井 ·IE 雄

次のとおりである。

その

昭和四年四月十五月第三種郵便物認可 昭和31年3月13日 火曜日 鳥 取 県 公 報 第2699号 24 政 政党、 白 自由党鳥取県連合支部 党、 (=)(--) 由 協会その他の 寄附者 協会その他の団体名 党 支 鳥 出 取県連合支部 団体名 寄附の総額 Æ, 發 支出の総額 O O O 两 O Ħ, 行 000 O O FI 日。 数 火 件 寄附者の氏名又は団体名 金 数 ___ 会 広 議 告 費 費 邦 支 雄 印發 林 職 刷行鳥鳥 出 斯 **邦 者** 縣 業 業 Ø 住所又は主たる事務所の所在地 八頭郡智部町 鳥 鳥取鳥取 市 市 市 東 東 目 縣町町 取 的 即 刷 断 縣